

## 第 3 部

### 税務行政の組織等



# 第1章 組織及び管理

## 第1節 機構及び定員

### 1 機構

#### (1) 概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の3部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の4部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の1課5部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定などの審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

#### (2) 令和元年度における主な機構改正

##### イ ICT化への対応

国税庁は、平成29年6月に公表した「税務行政の将来像」の実現に向けて、国税情報システムの高度化、AIやデータの活用、段階的に取り組むこととしている。国税情報システムの開発等の管理体制を強化するため、東京国税局に情報システム監理官を新設した。また、大阪国税局においてもデータ活用に向けた分析支援体制を強化するため、大阪国税局総務部に事務管理第二課を増設した。

電子商取引市場の急速な拡大により、暗号資産等の取引が活発に行われている。そこで、電子商取引分野の実態を的確に把握し、電子商取引関連事業者に適正な課税を図るため、東京国税局

課税第一部統括国税実査官に情報技術専門官2人を増設した。

また、このほか電子商取引事業者への適正な課税を図るための対応として情報技術専門官3人を増設した。

#### ロ 国際化への対応

経済取引の国際化の進展に伴い、国際的な租税回避への対応について、近年、特に国内外の関心が高まっており、国際的な租税回避事案等への体制を強化する必要がある。そこで、東京国税局調査第一部国際調査課に国際税務専門官2人を増設した。

また、このほか国際的な租税回避事案等への体制を強化するため、国際税務専門官3人を増設した。

#### ハ 審理体制の充実

滞納処分に係る法令等の適用に当たっては、事実認定と法令の解釈・適用を的確に行う必要がある。そこで、審理体制の強化を図るため、大阪国税局徴収部徴収課に審理専門官1人を新設した。

また、このほか審理体制の強化を図るための体制整備として審理専門官8人を増設した。

#### ニ 調査・徴収事務の複雑化等への対応

近年、調査・徴収事務の複雑・困難化が進んでおり、部局横断的な対応が求められるため、東京国税局徴収部に次長を増設し、次長2人体制とすることで、管理体制の充実・強化を図った。

#### ホ その他

国税庁における行政文書の管理や情報公開に関する事務に関し、今後の公文書管理の適正性を確保するため、国

税庁長官官房総務課に公文書監理室を新設した。

## 2 定員

### (1) 概要

令和元年度における国税庁職員の定員は、5万5,903人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の96.8%に当たる5万4,115人が配置され、国税庁本庁993人（構成比1.8%）、税務大学校324人（同0.6%）、国税不服審判所471人（同0.8%）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の63.4%が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、20.4%が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り16.2%は総務事務等に従事している。

### (2) 令和元年度における定員の増減

令和元年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、1,062人の定員増が認められた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）等に基づく定員合理化数が△1,053人であることから、国税庁の定員は、9人の純増となった。

また、別途、障害者雇用の推進のための定員170人の増員が認められた。

表30

機構改正主要事項一覧表

(令和元年7月改正分)

	機 構 名	設置数	備 考
国 税 庁	公 文 書 監 理 室	1	長官官房総務課
国 税 局	情 報 シ ス テ ム 監 理 官	1	東京国税局
	事 務 管 理 第 二 課	1	総務部（大阪）
	情 報 技 術 専 門 官	4	課税第一部統括国税実査官（東京2） 課税第一部個人課税課（広島）
	国 際 税 務 専 門 官	4	課税第二部統括国税調査官（東京） 課税第一部統括国税実査官（東京） 課税第二部法人課税課（東京） 調査第一部国際調査課（東京2）
	審 理 専 門 官	1	徴収部徴収課（大阪）
	次 長	1	徴収部（東京）
国 税 事 務 所	情 報 技 術 専 門 官	1	調査課
	国 際 税 務 専 門 官	1	課税総括課
税 務 署	審 理 専 門 官	8	

※公文書監理室は、平成31年4月改正。

## 第2節 任用及び採用試験

## 1 任用

- (1) 令和元年度の定期異動は、令和元年7月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配慮の上実施した。
- (2) 令和元年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職 2,778人

その他の職員 18,575人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局 747人

仙台国税局 998人

関東信越国税局 2,044人

東京国税局 5,981人

金沢国税局 511人

名古屋国税局 1,989人

大阪国税局 2,766人

広島国税局 1,130人

高松国税局 572人

福岡国税局 810人

熊本国税局 794人

沖縄国税事務所 233人

合 計 18,575人

## 2 採用試験

## (1) 総合職試験

2019年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和2年4月1日付で15人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のと

おりである。

院卒（行政）	1人
院卒（化学・生物・薬学）	2人
院卒（農業科学・水産）	2人
大卒（政治・国際）	1人
大卒（法律）	4人
大卒（経済）	2人
大卒（工学）	1人
大卒（農業農村工学）	1人
大卒（教養）	1人
合計	15人

## (2) 国税専門官試験

2019年度国税専門官採用試験は、第1次試験が令和元年6月9日に、第2次試験が7月11日から7月19日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者、前年度合格者及び前々年度合格者の中から令和2年4月1日付で1,151人（内女性393人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	14,238人
1次合格者数	6,154人
最終合格者数	3,514人
採用者数	1,151人
国税局採用者数（局別内訳）	
札幌国税局	36人
仙台国税局	50人
関東信越国税局	112人
東京国税局	382人
金沢国税局	29人
名古屋国税局	134人
大阪国税局	178人
広島国税局	52人
高松国税局	36人
福岡国税局	69人
熊本国税局	49人

沖縄国税事務所 24人

## (3) 税務職員採用試験

2019年度税務職員採用試験は、第1次試験が令和元年9月1日に、第2次試験が令和元年10月9日から10月18日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和2年4月1日付で767人（内女性299人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	6,644人
1次合格者数	2,582人
最終合格者数	1,455人
採用者数	767人

## (4) 国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

職員の年齢構成の変化への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者を対象にした2019年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施した。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）は、第1次試験が令和元年9月29日に、第2次試験が令和元年11月2日、3日、4日、9日又は10日のうち指定する日に、第3次試験が令和元年12月7日又は8日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和2年4月1日付で197人（内女性46人）を採用した。

## (5) 障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」において、人事院が能力実証等の一部を統一的行う障害者を対象とし

た選考試験を平成30年度より導入することとされた。

2019年度障害者選考試験は、第1次試験が令和元年9月15日に、第2次試験が10月28日から11月11日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和2年4月1日付で43人（内女性9人）を採用した。

(6) 障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」及び平成30年12月21日付閣人第887号・人企-1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」（通知）を踏まえ、令和元年度障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）は、第1次選考が令和2年1月11日に第2次選考が令和2年2月4日から2月7日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和2年4月1日付で8名（内女性2人）を採用した。

### 第3節 給与及び福利厚生

#### 1 給与

(1) 人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和元年8月7日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層の俸給月額の上上げ、勤勉手当の上上げ、住居手当の手当額の上限の上上げ等が勧告された。

その後、令和元年10月11日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和元年11月15日に給与法が改正さ

れた（一部は令和2年4月1日から実施）。

(2) 級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和元年度における級別定数（税務職）は表31のとおりである。

表31 級別定数（税務職）

（単位：人）

10級	3
9級	126
8級	570
7級	1,689
6級	12,322
5級	13,388
4級	8,992
3級	5,485
2級	5,333
1級	6,476
計	54,384

#### 2 福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

(1) 福利厚生施策

イ 職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ 心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、②知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③平成27年12月の人事院規則改正によ

り導入されたストレスチェック制度の円滑な実施を通じて、その充実に努めた。

ハ 職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

#### (2) 共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

### 3 公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適正な貸与を行った。

## 第4節 国税庁特定事業主行動計画

### 1 概要

#### (1) 安心子育て応援プラン

平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年4月1日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

#### (2) 第Ⅱ期安心子育て応援プラン

平成22年3月31日で当初の5年の計画期間の満了を迎え、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年4月1日から平成27年3月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」

」を策定・公表し、実施した。

#### (3) 第Ⅲ期安心子育て応援プラン

平成27年3月、これまで10年間の取組状況のほか「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」を踏まえ、平成27年4月1日から令和3年3月31日までを対象期間とする「第Ⅲ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

### 2 具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組（①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②ワークライフバランス推進強化月間、③各種相談体制の充実、④人事上の配慮等、⑤男性職員の家庭生活への関わり推進、⑥事務計画・事務分担の見直し等、⑦休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑧研修参加の際の配慮、⑨超過勤務の縮減、⑩年次休暇の取得促進、⑪保育施設等に関する情報提供等、⑫テレワークの拡大・推進、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰）を実施し、男女を問わず全ての職員がワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく必要な両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めた。

## 第5節 規律

### 1 服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に



対処しており、令和元年中52人（前年47人）に対して懲戒処分を行った。

## 2 監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察官事務を実施した。

### (1) 組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重疊的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に部下職員に対する指導監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員動向の把握に努め、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

### (2) 非行早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料情報の収集を行うとともに、目的に応じた戦略的な資料情報の収集に努めた。

### (3) 非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

## 第6節 事務の管理・企画

### 1 行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの充実のためにICT及びデー

タの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直す、デジタル・ガバメントの実現に向けた政府方針として「デジタル・ガバメント実行計画」が平成30年1月にeガバメント閣僚会議で決定（令和2年12月改定）された<sup>(※)</sup>。これを踏まえ、財務省としての中長期的な取組を記載した「財務省デジタル・ガバメント中長期計画」が平成30年6月に策定（令和2年3月改定）された。

(※) 平成30年7月にデジタル・ガバメント閣僚会議決定

国税庁では、政府方針等に基づき、システム改革及び利用者負担の軽減や行政運営の効率化・高度化に向けた事務の見直しを図る取組を実施した。

#### (1) 国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

令和元年度においては、海外取引調査及び移転価格調査の高度化・効率化を図るため、CbCレポートやCRSにより入手する企業の海外展開に関する情報や調査事績データ等を一元的に管理できるようシステム改修を実施している。

#### (2) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネット等を利用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年6月に開始した。

e-Taxの利用状況については、表32のとおりであった。

表32 e-Taxの利用状況

① 所得税・消費税（個人）申告件数

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度 (注)
利用件数	12,243	13,241
利用率	58.5%	60.4%

(注) 新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日まで集計。

② 法人税・消費税（法人）・酒税・印紙税申告件数

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度
利用件数	4,046	4,218
利用率	82.9%	86.2%

③ 申請・届出等9手続

(単位：千件)

年 度	平成30年度	令和元年度 (注)
利用件数	9,268	8,759
利用率	76.9%	76.2%

(注) 9手続のうち、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長に伴い、令和2年4月30日まで集計。

(3) システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与

えるとともに、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的実施するなどの取組を進めている。

2 事務の監察

国税庁の所掌事務について、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

(1) 長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税庁の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

令和元事務年度は、「情報共有の現状と課題」をテーマとし、事務の効率化及び的確な事務の遂行を図る観点から、組織内の事務運営に関する情報の共有状況やその情報に応じた共有方法(会議、電子メール等)を検証し、効率的かつ確実な情報共有のための具体的方策を検討することを目的として事務監察を実施した。

(2) 長官特命特別監督以外の事務の監察

国税庁の事務運営等を客観的見地から検討するため、一般監督を実施している。

令和元事務年度は、前事務年度に引き続き行政文書等の管理の徹底を図ることを目的に「行政文書等の管理状況等」を

テーマとして一般監督を実施した。

### (3) 行政文書等の事務監察

国税庁における行政文書等の管理・取扱いの状況について、訓令等に従って適切に実施されているかを確認し、「国税庁行政文書管理規則」（平成23年国税庁訓令第1号）に定める総括文書管理者等に行政文書等の管理状況の事務監察の結果を報告した。

## 3 提案制度

### (1) 概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図るほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

### (2) 提案の応募・入賞の状況

令和元年度に各国税局・沖縄国税事務所が受理した提案件数は、8,685件であった。

応募された提案のうち、158件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、

提案審査委員会（委員長 国税庁次長）が審査を行い、158件の入賞提案を決定した（優秀3件、佳作23件、有効132件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

（注） 付表第49表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

## 第7節 会計

### 1 予算

#### (1) 概要

「平成31年度予算編成の基本方針」（平成30年12月7日閣議決定）において、「我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き、歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する」こと等が示された。この基本方針に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ICT化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

特に、KSKシステム及びe-Taxの運用経費、税制改正に対応するための経費が措置された。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

## イ 事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理のICT化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステム、国税庁情報ネットワークの運用を行った。

また、税務署等における内部事務の効率化による調査・徴収事務の充実を図るため非常勤職員の積極的な活用に努めた。

## ロ 納税者利便向上

e-Taxの普及及び定着に向けた各種施策を実施するとともに、e-Taxの運用を行った。

さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、各国税局・沖縄国税事務所等で電話相談を集中的に処理する電話相談センターの運用を行った。

## ハ 国際化への対応

近年における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

## ニ 職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舍の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

## ホ 税制改正への対応

消費税軽減税率の導入、個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担

軽減措置の創設などの税制改正を踏まえた執行を行うために必要なシステムの開発等を行った。

## ヘ 社会保障・税番号制度への対応

法人番号の付番機関並びにマイナンバー（個人番号）、法人番号の利活用機関として、法人番号の指定・通知・公表及び番号の利活用に係るシステムの運用を行った。

## (2) 予算の執行状況

### イ 予算

国税庁関係の令和元年度一般会計当初予算の総額は、7,059億1,524万円であったが前年度からの繰越額が20億2,125万円あり、その後、人件費の減額及び行政経費の増減額等を内容とする11億7,948万円の増額補正等が行われたため、補正後の予算現額は、7,091億1,597万円となった。

表33

## 予 算 の 執 行 状 況

【一般会計】

区 分 項	当 初 歳 出	繰 越 額	補 正	流 用	等 予 備	費 歳 出	算 支 出	済 翌 年 度	不 用 額
	予 算 額		増 △ 減 額	増 △ 減 額	使 用 額	現 額	歳 出 額	繰 越 額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国 税 庁									
(項) 国 税 庁 共 通 費	566,224	0	△340	(±1,401)	0	565,885	557,277	0	8,607
(項) 税 務 業 務 費	131,300	0	△164	0	1,301	132,438	130,213	0	2,225
(項) 国 税 庁 施 設 費	2,572	2,021	0	(±44)	0	4,593	3,734	764	95
(項) 国 税 不 服 審 判 所	4,856	0	△92	0	0	4,764	4,628	0	137
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費	963	0	473	0	0	1,437	1,437	0	0
計	705,915	2,021	△121	(±1,445)	1,301	709,116	697,288	764	11,064

(注) 各々の計数において百万円未満を四捨五入したため、計とは一致しないものがある。

## ロ 決算

令和元年度の執行状況は、表33のとおりである。

## ハ 徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表34のとおりである。

た。

宿舎については、屋上防水等の改修を実施し、安全対策を行ったほか、台所や浴室、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

表34 徴税コスト

区 分	平成30年度	令和元年度
決 算	円 1.22	円 1.28

## 2 営繕

## (1) 庁舎等建替関係

令和元年度には、八王子税務署及び阿南税務署が整備された。

## (2) 施設整備関係

庁舎については、耐震改修、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図つ

## 第2章 特別の機関等

### 第1節 国税不服審判所

#### 1 概要

##### (1) 組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年5月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と7の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、裁判官又は検察官の職にあつた者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

##### (2) 審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（1名）及び参加審判官（2名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

##### (3) 事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・

迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

- イ 争点主義的運営
- ロ 合議の充実
- ハ 納得の得られる裁決書の作成

#### 2 審査請求の状況

令和元年度における審査請求事件の請求件数は2,563件で、前年度（3,104件）に比べて541件（17.4%）減少している（表35参照）。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が30.1%、源泉所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が1.9%、法人税等（地方法人税及び復興特別法人税を含む。）事件が19.7%、相続税・贈与税事件が5.3%、消費税等（地方消費税を含む。）事件が37.5%、徴収関係事件が5.3%、その他の税目の事件が0.2%となっている。

表35 審査請求の状況

区 分	平成30年度		令和元年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告所得税等	1,038	33.4	772	30.1
源泉所得税等	49	1.6	49	1.9
法人税等	557	17.9	505	19.7
相続税・贈与税	185	6.0	135	5.3
消費税等	1,114	35.9	961	37.5
徴収関係	153	4.9	136	5.3
その他	8	0.3	5	0.2
合計	3,104	100.0	2,563	100.0

(注) 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

### 3 審査請求の処理状況

令和元年度において処理した件数は、2,846件で、前年度（2,923件）に比べて77件（2.6%）減少している（表36参照）。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が4.7%（前年度4.7%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が69.9%（前年度79.0%）である。

一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は13.2%（前年度7.4%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが12.2%（前年度8.9%）となっている。

なお、令和元年度末の未済件数は2,312件であり、前年度末の未済件数（2,595件）に比べて283件（10.9%）減少している。

表36 審査請求の処理状況

区分	平成30年度		令和元年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取下げ	261件	8.9%	348件	12.2%
却下	136	4.7	134	4.7
棄却	2,310	79.0	1,989	69.9
全部認容及び一部認容	216	7.4	375	13.2
変更	—	—	—	—
合計	2,923	100.0	2,846	100.0

(注) 1 国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

2 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

### 4 国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和元年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに1件が提起され、うち1件が終結（国側勝訴）したため、年度末の係属件数は0件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和元年度当初の係属件数が2件であったところ、当年度中に新たに2件が提起され、うち2件が終結（国側勝訴2件）したため、年度末において2件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和元年度当初の係属件数が0件であったところ、当年度中は新たに提起されなかったため、年度末の係属件数は0件である。

## 第2節 税務大学校

### 1 概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

### 2 長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

#### (1) 新規採用者を対象とする研修

##### イ 普通科

普通科は、税務職員採用試験及び障害者を対象とした選考による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の4月から1年間、全寮制により4か所の地方研修所において行っている。

る。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要な実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、普通科第79期生780人が修了した。

#### ロ 専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、4月から3か月間、本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、専門官基礎研修第49期生1,155人が修了した。

#### ハ 社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、地方研修所において行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の各税法、実務において優先度・重要度の高い項目を習得させる専攻税法及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、社会人基礎研修第3期生208人が修了した。

#### (2) その他の研修

##### イ 中等科

中等科は、普通科修了後3年間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、4か所の地方研修所において行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、中等科第6期生616人が修了した。

##### ロ 専攻税法研修

専攻税法研修は、専門官基礎研修修了後1年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から2か月間、8か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目により編成している。



令和元年度においては、専攻税法研修第10期生1,104人が修了した。

#### ハ 本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから5年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、7月から1年間、本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、個人課税班78人、資産課税班31人、法人課税班137人、管理運営班23人、徴収班30人、計299人が本科第56期生として修了した。

#### ニ 専科

専科は、専門官基礎研修修了後3年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、8月から7か月間、本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて

編成している。

令和元年度においては、個人課税班334人、資産課税班112人、法人課税班486人、徴収班116人、計1,048人が専科第46期生として修了した。

#### ホ 国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）又は通信研修国際課税Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、8月から5か月間、本校において行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、国際科第41期生100人が修了した。

#### ヘ 専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が2年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、9月から4か月間、本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知

識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、専攻科第13期生99人が修了した。

#### ト 研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、4月から1年3か月間、本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として、並びに東京大学大学院、一橋大学大学院、早稲田大学大学院、及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

令和元年度においては、研究科第55期生23人が修了した。

#### チ 評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が11年以上（国税専門官採用試験採用者は7年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、8月から5か月間、本校において行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産

その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度は、評価特別研修第7期生24人が修了した。

#### リ 酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が6年以上、かつ、酒税行政事務の経験年数が1年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、1月から5か月間、本校において行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並びに②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

令和元年度は、酒税行政研修第7期生13人が修了した。

#### ヌ 税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約3年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、4月から3か月間、本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税

法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和元年度においては、税務理論研修第38回生7人が修了した。

### 3 短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

#### (1) 本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

令和元年度においては、29コースで2,338人が修了した。

#### (2) 地方短期研修

地方研修所における短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理（特別）研修を実施している。

令和元年度においては、513人が修了した。

### 4 通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを実施している。

令和元年度においては、2,390人が修了した。

表37 税務大学校の研修人員

(単位：人)

研修の種類	平成30年度	令和元年度
普通科	752	780
専門官基礎研修	1,107	1,155
社会人基礎研修	200	208
中等科	338	616
専攻税法研修	1,025	1,104
本科	293	299
専科	905	1,048
国際科	100	100
専攻科	100	99
研究科	24	23
評価特別研修	20	24
酒税行政研修	15	13
税務理論研修	8	7
本校短期研修	2,411	2,338
地方短期研修	456	513
通信研修	2,403	2,390

(注) 研修人員は修了者を示す。

### 5 その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組み等の下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、租税に対する知識の普及等に寄与することを目的として、平成6年度から、広く一般の方々を対象とした公開講座を実施している。

令和元年度においても「税を考える週間」に合わせ、11月12日～14日、合計6講座を実施した。

### 第3節 国税審議会

#### 1 概要

平成13年1月6日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

#### 2 所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）
- (2) 税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員にかかる研修の指定及び執行（税理士法第5条、第7条、第8条、第12条）
- (3) 税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条）
- (4) 酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の8）
- (5) ①酒類業者における酒類の製造（又は

輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第17条第5項、第28条第5項、第39条第5項、第112条第3項及び第116条第3項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項）

なお、国税審査分科会は(1)、税理士分科会は(2)及び(3)、酒類分科会は(4)及び(5)の事務を所掌している。

#### 3 委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和2年6月30日現在の審議会委員は、次のとおりである（敬称略）。

会 長	田近 栄治		
会長代理	山田 洋		
委 員	秋葉 賢一	五十嵐 文	
	石田 千	遠藤みどり	
	大倉 治彦	小川 令持	
	鹿取みゆき	川北 力	

河村 芳彦 神津 信一  
小関 卓也 佐藤 英明  
手島麻記子 中空 麻奈  
廣重 美希 三村優美子  
吉村 典久 渡辺 哲

農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

## 2 審議の状況

令和2年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和2年4月及び5月に審議された。

## 4 国税審議会の開催状況

令和元年7月1日から令和2年6月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

税理士分科会

令和元年12月5日開催（第91回）

令和元年12月20日開催（第92回）

令和2年6月2日～令和2年6月15日  
開催（第93回）

## 5 税理士試験

令和元年度（第69回）税理士試験

令和元年8月6日から8月8日まで実施し、同年12月13日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数 36,701人

受験者数 29,779人

合格者数 749人

一部科目合格者数 4,639人

## 第4節 土地評価審議会

### 1 概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の2の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、

